

# 志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛要請を受けて売上げ等が減少し、新たにテイクアウトや宅配を始める(始めた)市内の飲食店に対し、以下のとおり補助金を交付します。

**対象者** テイクアウト及び宅配を始める(始めた)、市内で※飲食店を営む者(個人、又は主たる事業所を市内に有する法人等

※食品衛生法施行令第35条第1号及び第2号に規定する営業

第1号 飲食店営業:一般食堂、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業

第2号 喫茶店営業:喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業

**対象経費** 事業転換に係る経費(転換後3か月間の経費)  
(広告宣伝費、消耗品費、人件費、資機材・備品購入費、その他必要と認める経費)

**補助額** 対象経費の10/10 (1,000円未満切捨て 限度額10万円)

**申請期限** 令和2年12月28日まで(郵送必着)

## 補助金の申請から交付までの流れ

- 1[事業者] 補助金の①交付申請  
↓  
2[志木市] 申請内容を審査のうえ交付決定  
(交付請求書を確認)  
⇒指定口座へ振込  
↓  
3[事業者] 補助事業完了後、②実績報告※  
※事業開始日もしくは申請の日から  
3ヶ月経過後に提出してください。  
↓  
4[志木市] 実績報告を確認し、交付確定

## 郵送いただくもの

- ①交付申請をするとき  
○交付申請書★①  
○事業計画書★②  
○収支予算書★③  
・予算書の根拠資料(見積書等)④  
・営業許可書の写し⑤  
○交付請求書★⑥  
・テイクアウトを行っていることがわかる資料⑦
- ②実績報告をするとき  
○実績報告書★  
○収支決算書★  
・決算書の根拠資料(領収書等)

★印の様式は市ホームページからダウンロードできます。

## 申請・問合せ先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送で受け付けます。①から⑦の必要書類をご用意のうえ、下記まで郵送で申請をお願いします。

志木市市民生活部産業観光課 緊急経済対策事業担当

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

TEL048(473)1111 内線2173・2174 受付:平日午前8時30分~午後5時15分

FAX048(474)7009 E-mail:sankan@city.shiki.lg.jp

申請に関する個別のご相談は予約制で承ります。事前に電話でご予約ください。